

中国電力島根原子力発電所の安全対策について

1. 国の対応

| | |
|----------------------|--|
| <u>3月30日</u> | <u>緊急安全対策（津波）の実施を各電力会社に対し指示</u> 津波により全交流電源・海水冷却機能・燃料プール冷却機能をすべて喪失した場合でも炉心損傷、使用済燃料損傷を防止し、放射性物質を放出しないための対策 |
| 4月下旬～ <u>5月6日</u> | 各電力会社から出された緊急安全対策について立入検査 <u>緊急安全対策（津波）についての評価公表</u> 各電力会社に指示した対策は適切に実施されているものと判断（全国16箇所の原発を対象） <u>中部電力浜岡原子力発電所全号機運転停止を要請</u> |
| 5月中旬 | 各立地自治体へ評価結果の説明 |
| <u>6月7日</u> | I A E A 会議政府報告書公表 <u>シビアアクシデントへの対応に関する措置の実施を各電力会社に対し指示</u> 中央制御室の作業環境（換気・電力）の確保 緊急時における発電所構内通信手段の確保 高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線量管理のための体制整備 水素爆発防止対策 がれき撤去用の重機の配備 |
| 6月中旬 | 立入検査 |
| <u>6月18日</u> | <u>シビアアクシデントへの対応に関する措置状況評価公表</u> <u>停止中の原子力発電所の再起動を要請</u> |
| 6月20日 | I A E A 会議で報告 |
| 6月26日 | 佐賀県で住民説明会開催 |

2. 中国電力の対応

(1) 緊急安全対策(津波) (詳細は別添資料)

| | |
|--------|-----------------------|
| 3月12日~ | 津波対策などできるところから実施 |
| 3月24日 | 当面の対策について県及び松江市に報告 |
| 4月7日 | 島根原発における津波対策訓練の実施 |
| 及び21日 | (県、関係自治体は実施状況視察) |
| 4月14日 | 知事現場確認 |
| 4月22日 | 緊急安全対策の実施状況を国に提出 |
| 4月25日 | 保安院が確認のため立入検査 |
| 4月26日 | 同上 |
| 5月5日 | 同上 |
| 5月6日 | 保安院は「適切に実施されている」と評価公表 |
| 5月中 | 1号機の浸水防止対策工事実施 |
| 6月初め | 非常用ガスタービン発電機設置工事着工 |

(2) シビアアクシデントへの対応 (詳細は別添資料)

| | |
|-------|-----------------------|
| 6月14日 | 実施状況を国に提出 |
| 6月15日 | 保安院が確認のため立入検査 |
| 6月18日 | 保安院は「適切に実施されている」と評価公表 |

(3) その他

| | |
|-------|--|
| 5月31日 | 3号機の建設工程変更発表 燃料装荷(平成23年6月予定)及び営業運転 開始時期(平成24年3月予定)を「未定」に 変更 |
| 6月8日 | 今夏の電力需給見通しを公表 |

3. 国の対応に対する県の考え方

(1) 緊急安全対策(津波)について

5月10日の県議会全員協議会において、国が5月6日に緊急安全対策(津波)についての評価を公表したことに関連し、島根原発についての県の考え方と対応を次のとおり説明し、公表

1. 県としては、国及び中国電力に対し、次の点などについての考え方を説明するよう求めている。

- (1) 福島原発事故の原因の究明と抜本的な対策
- (2) 国の緊急安全対策についての今回の評価の根拠
- (3) 国は浜岡原発を他地域の原発と違う取り扱いとしているが、仮に東海地震が発生した場合に、他地域の原発の安全性に与える影響の評価
- (4) 島根原発と中国電力管内における電力需給の関係
- (5) 中国電力管内の電力需給と全国の電力需給の関係

2. 県としては、今後、次のような対応を行っていく。

- (1) 上記1.の事項等、必要な情報を国及び中国電力から受ける。
- (2) 並行して、県原子力安全顧問等の専門家の意見をお聞きする。
- (3) そうした中で、国及び中国電力に対し県議会や県民等へ説明するよう求めるとともに、そうした方々の意見等を良くお聞きする。
- (4) こうした手続きを踏みながら、様々な意見、議論等を総合的に勘案して、県としての方針をとりまとめる。

(2) シビアアクシデント対策について

6月18日、海江田経済産業大臣が原発のシビアアクシデント対策と停止中の原発の再起動について、会見されたことに関連し、次のとおり知事コメントを発表

シビアアクシデント対策として、今回の国の指示内容で十分なのか、そして、それに基づいて実施された中国電力の対策内容が良いのか、確認しないといけない。

更には、福島原発事故の原因を踏まえた原子力発電所の安全対策として、これまで国が指示し、電力会社が既に実施、あるいは今後実施するとした対策で十分なのかどうか、国から十分な説明を受け、チェックしていく必要がある。

今後、県としても原子力安全顧問など専門家の意見も聴く必要があり、慎重かつ丁寧に対応をとっていきたい。

(3) 中国電力管内の今夏の電力需給見通しについて

6月8日に、中国電力が今夏の電力需給見通しを公表され、1号機を起動しなくても今夏の電力需要はまかなえると説明されたことに対し、今ある火力発電所などの能力を最大限活用されたいと要請